

議会発言

H27年10月決算特別委員会

「生活保護」について

「公民館と自治協議会」について

○今林委員 生活保護について、公民館と自治協議会についての2問を質問していく。

まず、生活保護について尋ねる。去る7日、国は生活保護世帯が過去最多の約162万世帯となったと発表した。本市でも同じような状況が続いていると聞いている。国の社会保障費は、給付ベースで約115兆円であり、そのうち国の負担は約31兆円と毎年1兆円の増加となっている。そのため、地方負担も約12兆円に膨らんでいる。日本国は、所得が生活保護基準以下でも、生活保護に頼らない人の割合が外国に比べ高いことは知られているが、増大する生活保護の状況を見ると、憂うべき事態と考える。誤解してもらっては行けないが、生活保護を受ける権利の抑制を言っているのではない。生活保護は最後のセーフティーネットであり、真に必要な人が平等に利用できるようにすべきという考えであるが、将来を見据えると、生活保護費自体の水準が高くないか、適正かどうか、生活保護は適正に執行されているのかどうか、見直すところはないか、不正受給などの対策はできているか、いろいろと考えてしまう。そこで、本市の生活保護に係る26年度の決算額と過去5年間の推移を尋ねる。

△保健福祉局長 生活保護費の決算額は、26年度が803億5,024万4,000円、25年度が794億5,952万9,000円、24年度が784億418万5,000円、23年度が749億6,063万3,000円、22年度が702億9,885万7,000円である。

○今林委員 本市でも生活保護が、依然増加傾向にあることが数字でわかる。増加している原因について所見を伺う。

△保健福祉局長 近年の本市の生活保護世帯数の増加については、平成20年の世界同時不況を契機として仕事を失い、生活保護が開始となったその他の世帯が大幅に増加し

たことが主たる要因であったが、現在では景気回復の影響により、その他の世帯は横ばいで推移している。一方、高齢化の進展により、高齢者世帯が着実に増加している。このことから生活保護世帯の増加傾向については、超高齢社会の進展等により、今後も継続していくものと考えている。

○今林委員 高齢化の進展は、本市だけの問題ではない。国でも同様の問題を抱えている。今後の超高齢社会を見据えると、何らかの対策が必要であることは周知の事実であるが、対策以前に、最後のセーフティーネットと言われる生活保護費が、国民年金や最低賃金と比べ、高くなっていることが気になる。これは、憲法第 25 条の文化的な最低限度の生活の基準と国民年金や最低賃金が乖離してしまったため、一般市民から見て、セーフティーネットの枠を超えているように見えるのだと思う。このようなことを思う人が多いことから、国もやっと重い腰を上げ、生活保護費の適正化が実施されたと思う。そこで、平成 25 年 8 月に行われた国の適正化による生活保護費の見直しの内容について尋ねる。

△保健福祉局長 生活保護費の見直しについては、厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、年齢、世帯人員、地域差のひずみを調整するとともに、物価の動向を勘案するという考え方に基づき、生活扶助基準の適正化を平成 25 年 8 月から 3 年程度かけて段階的に実施しているところである。

○今林委員 具体的には平成 25 年 8 月の見直し前と現在とでどうなっているのか。例えば、70 歳の単身高齢者の場合、標準世帯の場合、標準的な母子家庭の場合の 1 カ月当たりの支給額を尋ねる。

△保健福祉局長 70 歳の単身高齢者の場合は、平成 25 年 7 月までは 11 万 829 円、平成 27 年 7 月以降は 10 万 8,505 円となっている。また、30 歳代及び 20 歳代の夫婦、4 歳の子で構成される標準世帯の場合は、平成 25 年 7 月までは 21 万 2,870 円、平成 27 年 7 月以降は 20 万 763 円となっている。さらに、**30**歳の母親と 9 歳、4 歳の子どもで構成される母子 3 人世帯の場合は、平成 25 年 7 月までは 25 万 1,260 円、平成 27 年 7 月以降は 24 万 1,863 円となっている。

○今林委員 1 人当たりの国民年金額は幾らか。

△保健福祉局長 国民年金については、老齢基礎年金の平成 27 年 4 月分からの年金額が、満額で年額 78 万 100 円、月額では 6 万 5,008 円となっている。

○今林委員 福岡県における最低賃金は幾らか。

△保健福祉局長 福岡県における最低賃金は平成 27 年 10 月 4 日から新たな額が適用されており、1 時間 743 円である。

○今林委員 過去に最低賃金と保護費の逆転が社会的な問題となったが、現在どういった状況なのか。

△保健福祉局長 福岡県が公表している資料によると、本市における生活保護水準を時給換算した場合、20 歳から 40 歳の単身者で 777 円、41 歳から 59 歳の単身者で 783 円となっている。福岡県の最低賃金 743 円と比較すると、生活保護基準の時給換算額が 34 円から 40 円程度高くなっている。

○今林委員 時給換算をすれば今も逆転しているとの答弁である。国の適正化による見直しは、もっと進めていくべきである。今の試算は、実際に手元に支給されている扶助費の話であり、生活保護費の中には医療機関や薬局に直接支払われる医療扶助に加え、各種の政策的な減免など優遇措置もある。そこで、生活保護での医療扶助は、1 人当たりどの程度なのか。

△保健福祉局長 生活保護受給者の中で、医療扶助を受けている人の平均額は、1 人当たり月額約 9 万 1,000 円である。

○今林委員 生活保護では、医療費が 1 人当たり月額約 9 万円ということであるが、国保加入者として換算する場合、保険料は幾らになるのか。また、医療費 9 万円の自己負担額は幾らになるのか。

△保健福祉局長 国保加入者の 1 人世帯の 27 年度保険料は、所得割保険料が賦課されない低所得者の場合、40 歳から 64 歳までは介護保険料を含め年 2 万 2,400 円、それ以外の人 は年 1 万 8,200 円である。また、生活保護受給者が医療扶助費を 3 割自己負担したと仮定した場合の金額は、1 人当たり月額 2 万 7,300 円である。

○今林委員 仮に国民加入者の保険料と自己負担に換算すると月額 3 万円ぐらいの差があることとなる。確かに、生活保護を受ける一つの要因は疾病だと思われ、医療費も

多くかかることが予想される。しかし、生活保護を受けていない人と比べ、医療費を加えると、生活保護と最低賃金の逆転はもっと差があるように思う。さらに、セーフティネットの枠を超えている例として、市が行っている政策減免がいろいろあるようである。生活保護世帯に対する政策的な減免にはどのようなものがあるのか。

△保健福祉局長 本市においては、生活保護世帯に対し、下水道使用料、し尿処理手数料、集落排水処理施設使用料を減免している。

○今林委員 下水道使用料の減免内容を尋ねる。

△道路下水道局長 生活保護受給世帯のうち、減免申請があった世帯に対し、下水道使用料を全額減免している。減免した下水道使用料については、一般会計から負担金として、下水道事業会計に補填されている。

○今林委員 下水道使用料の減免に係る一般会計負担金の26年度決算額は幾らになるのか。

△道路下水道局長 生活保護減免に係る一般会計負担金の26年度決算額は、約3億3,414万円となっている。

○今林委員 1世帯1月あたりに換算すると、幾らになるのか。

△道路下水道局長 下水道使用料の生活保護減免に係る一般会計負担金を、減免を受けた延べ世帯数で割り戻すと約1,200円となる。

○今林委員 下水道使用料は、一般の家計では光熱費に当たる。光熱費は生活保護費の生活扶助に含まれていると思うが、下水道使用料はどうか。

△保健福祉局長 厚生労働省の見解によると、生活保護費のうち、生活扶助の第2類に電気代、ガス代、水道代とともに下水道使用料も含まれている。

○今林委員 下水道使用料について、生活保護費の生活扶助としてもらっている一方、減免により支払っていないのは二重給付的なものと思うが、見解を尋ねる。

△保健福祉局長 生活保護世帯の場合、下水道料金については、生活扶助の第2類に含

まれているが、一方で有償サービスの減免措置を保護費の算定において収入認定とすることは妥当ではないという厚生労働省の見解がある。したがって、指摘の点については、生活保護を適用する上で制度的な問題はないものと考えている。

○今林委員 し尿処理手数料、集落排水処理施設料はどうなっているのか。

△保健福祉局長 し尿処理手数料、集落排水処理施設使用料についても、下水道使用料の場合と同様の取り扱い、考え方である。

○今林委員 減免され、支払っていない分について余計に保護費が支払われている事実がある。これをどう考えるのかだと思う。私は余計に保護費を払うことには反対である。百歩譲って、例えば高校生のアルバイト収入を今後の就学費用に充て、生活保護からの脱却、自立につながるような施策についてはまだ理解できる。しかし、今回のように全ての世帯に漫然と続けるような施策はいかがなものか。生活保護の制度上問題でないという、国の考えはあるかもしれない。しかし、減免をしているのは本市の判断であって、国がやっているわけではない。仮に国から減免しなさいと言われても、本市が判断すべきである。本市は公平性の観点から検討を進めるべきである。そこで、減免制度を早急に見直し、廃止すべきと思うが、見解を伺う。

△道路下水道局長 生活保護受給世帯の下水道使用料の減免制度については、委員指摘のとおり、下水道使用料が生活扶助に含まれていることから、その見直しについて行財政改革プランに位置づけており、負担の適正化を図るため、28年度中の廃止に向け検討を進めていく。

△環境局長 し尿処理手数料については、生活保護受給世帯のうち申請があった世帯に対し一部減額しているが、し尿を含む生活排水処理の基本である下水道使用料の見直し時期に合わせて、28年度中の減免廃止に向け検討を進めていく。

△農林水産局長 集落排水事業については、公共下水道事業と同様の事業目的であるため、生活保護受給世帯から使用料の減免申請があった場合は、下水道使用料と同様に全額減免している。集落排水処理施設の使用料も生活扶助に含まれていることから、負担の適正化を図るため、今後、関係局とも協議を進め、28年度中の減免廃止に向けて検討を進めていく。

○今林委員 見直せるものから、順次、早急に行っていくよう強く要望しておく。次に、生活保護における不正受給の返還状況について質問する。生活保護費の返還には、法第

63条と第78条に基づくものがあると思うが、それぞれの内容を尋ねる。

△保健福祉局長 生活保護法第63条による保護費の費用返還義務とは、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた場合に発生するものである。また、生活保護法第78条による徴収とは、不実の申請、その他不正な手段により保護を受け、または他人に受けさせた場合に発生するものである。

○今林委員 法63条の返還金と法78条の徴収金に係る26年度の決算額及び収納率を尋ねる。

△保健福祉局長 26年度の法63条による返還金の収納状況は、調定額が7億1,821万円、収入済み額が4億5,353万2,000円、収納率が63.1%である。また、26年度の法78条による徴収金の収納状況は、調定額が10億3,935万1,000円、収入済み額が2億725万3,000円、収納率が19.9%である。

○今林委員 急迫などやむを得ない場合に適用される63条、不正受給など悪質な場合に適用される78条の2つがあるということである。しかし、善意ともいうべき法63条の収納率でさえ63%である。法63条による返還金は、実際には所得があるわけで、急迫かどうかという判断で行われるものであり、返還する資力があることには間違いのないわけである。それでも100%にならないということは、どこに問題があるのか。

△保健福祉局長 生活保護法第63条を適用する実際の事例としては、年金の遡及受給、生命保険等の保険金の受領などが多くあるが、本来は受け取った現金を返還に充てる必要があるものの、既に生活費等に費消した等の理由で資力がなく、一度に返還できない場合が発生している。このような場合、本人の資力の状況等を踏まえ、やむを得ず分割により着実に返還するよう指導を行っている。

○今林委員 使ってしまったということがあるかもしれない。しかし、法63条は資力があるという前提であり、時には厳しく対応すべきではないか。

△保健福祉局長 法63条に基づく返還金については、資力があることが把握できた時点において、将来の収入が発生した場合の返還義務について文書による指示を行い、返済原資を事前に使ってしまうことがないよう対象者に対して丁寧に説明するとともに、実際の収入が把握できた時点においては、速やかに返還に関する事務手続を行うよう各区の保護課に対し徹底しているところである。また、返還金の滞納者に対しては、本人

の資力の状況を踏まえ、確実に返還を行うよう指導している。

○今林委員 一方、法 78 条の徴収金の収納率が 19.9%であり、余りにも収納率が低く、回収できていない。回収できていない理由を尋ねる。

△保健福祉局長 生活保護法第 78 条に基づく徴収金の収納率については、徴収金額の決定後に生活保護が廃止となり、居住地が不明となることで督促や催告が極めて困難となり、結果的に徴収が実現していない事例が多く発生しているところである。

○今林委員 不正受給に関しては、市民の信頼を勝ち取る上でも厳しい対応が必要である。それでは、一生懸命取り組んでいる不正受給対策に関する費用について、生活保護の適正化に係る過去 5 年間の決算額の推移を尋ねる。

△保健福祉局長 不正受給対策を含む、生活保護適正化に係る経費の過去 5 年間の決算状況については、26 年度が 7,378 万 1,000 円、25 年度が 7,417 万 6,000 円、24 年度が 7,079 万 5,000 円、23 年度が 8,166 万 2,000 円、22 年度が 8,000 万 3,000 円である。

○今林委員 22 年度に約 8,000 万円もあった対策費が 26 年度は約 7,300 万円に落ち込んでいる。対策費が年々減少しているようだが、大丈夫なのか。不正受給に対する具体的な取り組みを尋ねる。

△保健福祉局長 現在も生活保護を受給している不正受給者については、本人同意の上で生活保護費の支給時において徴収金を徴収している。また、生活保護を廃止になった者についても、督促などの納付指導、債務者の居住地把握や死亡時の相続人調査等を行い、納付指導の継続を行っている。

○今林委員 そのほかに生活保護ホットラインがあったと思うが、設置目的を尋ねる。

△保健福祉局長 生活保護ホットラインについては、保護を要する人に関する情報、不正行為の疑いに関する情報、アルコール、ギャンブルなど生活の乱れ等に関する情報など、市民から生活保護に関するさまざまな情報を受け付け、その対応を図ることにより、真に生活に困窮している人には必要な保護を適用するとともに、不正受給の防止を初めとした生活保護の適正化を図り、市民の生活保護制度に対する信頼を確保することを目的としている。

○今林委員 生活保護ホットラインを契機として、不正が明らかになった件数及び金額を尋ねる。

△保健福祉局長 26年度に生活保護ホットラインに寄せられた通報に関しては、10件1,057万円を不正受給と認定し、生活保護法第78条を適用して保護費の徴収を決定している。

○今林委員 具体的には不正行為に関する通報があった場合、どのような調査を行っているのか。

△保健福祉局長 不正行為に関する通報内容が、福祉事務所に申告されていない収入や仕送りの不正の場合は、税担当部署や金融機関への調査を行っている。また、不動産や自動車の所有に関する通報の場合は、区課税課や陸運局で調査を行うなど、不正行為の内容に応じて調査を行うとともに、本人に対しても、直接、真偽を確認している。

○今林委員 今後ともしっかりした取り組みを進め、生活保護ホットラインの設置目的である真に必要な人に生活保護が適用されるようにしてほしい。誤解が多い生活保護ホットラインの取り組みが余りに知られていないように思うが、広報はどのように行っているのか。

△保健福祉局長 生活保護ホットラインの広報については、開設時に市政だよりに掲載するとともに、現在、市のホームページに情報を掲示している。また、区役所、出張所、公民館、地下鉄駅などの公共施設にポスターを掲示するなどして周知を図っている。

○今林委員 次に、10月より国民マイナンバー制度が開始された。この制度は生活保護行政にどのような影響をもたらすのか。

△保健福祉局長 マイナンバー制度が実施されると添付書類の削減など行政手続が簡素化され、保護受給者や申請者の利便性が向上する。また、ケースワーカーの調査に要する時間や労力が削減され、行政の効率化につながると考えている。さらに、税情報の調査が迅速化されることなどにより、不正受給の防止に期待できると考えている。

○今林委員 マイナンバー制度の開始で、不正受給に対して効果が期待できるということだが、それはどのような点なのか。

△保健福祉局長 マイナンバー制度により、ほかの市町村管内の所得や資産、また行政

サービスの受給状況等の調査が、これまでと比べて相当程度迅速化されるなど、不正受給に関しても効果が一定あると考えている。

○今林委員 他市町村管内の所得調査が容易になるということである。それでは、マイナンバー制度の目的の一つである税の透明化について、無申告で就労した場合、本市及び他市町村の税調査の現状を尋ねる。また、マイナンバー制度が始まることにより、具体的にどう変わるのか。

△保健福祉局長 現在、市内の課税データについては、全ての生活保護受給者データとの突合処理を行っている。また、他市町村の場合は、福祉事務所が調査を必要とする市町村の課税担当部署に対して文書で照会をしている。自治体間においてマイナンバーの情報連携が開始されると、その活用により迅速に課税調査が行えると考えている。

○今林委員 マイナンバー制度を利用して、法 78 条の返還義務の逃れの一因である居住地不明への対応は可能となるのか。

△保健福祉局長 指摘の件については、現在でも住居把握のための調査を行っており、住民票を異動した場合は、戸籍調査により把握できるが、住民票を異動していない場合については、マイナンバー制度が開始となっても把握は困難と考えている。

○今林委員 不正受給でよく問題となっている、居住地が二つあり、それぞれの市町村から二重に受給している事例は解決するのか。

△保健福祉局長 急迫保護の場合も考えられることから、国からの通知により、マイナンバーの提供は保護の要件とはなっていない。しかしながら、マイナンバーが確認できる場合については、二重受給の防止のための調査が可能になることから、活用していきたいと考えている。

○今林委員 マイナンバーの提供が保護の要件となっておらず、なかなか難しいようである。急迫時などやむを得ない場合を除き、生活保護の住所要件については、マイナンバー制度との連携を図り、少なくとも本市では、マイナンバーによる住所確認を徹底するよう強く要望しておく。次に、リーマンショック後の生活保護者の急増で、平成 23 年 7 月から各区福祉事務所に任期付短時間勤務職員を配置しているが、業務内容と効果を尋ねる。

△保健福祉局長 任期付短時間勤務職員については、生活保護受給世帯のうち、就労が

可能な者が含まれるその他世帯について、特に若年層に対する就労指導、支援に係る業務を初めとした生活保護に関する業務に従事している。効果については、生活保護世帯の急激な増加に重点的に対応することが可能であることから、生活保護の執行体制の強化策の一つとして、有効性が高いと考えている。

○今林委員 一般職員と同じように業務を行っており、効果があるということである。しかし、任用期間は今年度末までと聞いているが、来年度からは、どのようにするつもりなのか。

△保健福祉局長 この制度は 23 年度に導入したが、指摘のように 27 年度末で任期満了となる。引き続き 28 年度からの 3 年間について、採用試験を実施の上、改めて活用することとしている。来年度以降も、早期に就労の実現性が高いと考えられる、その他世帯の若年層に対する就労指導、支援に引き続き重点的かつ期間集中的に取り組んでいく。

○今林委員 適正化に向け、生活保護ホットラインや国民マイナンバー制度など新しいツールがあるため、若年層に対する就労指導や支援に加え、今後は不正受給の対応など、適正化にも有効に活用していくべきと思うが、所見を伺う。

△保健福祉局長 不正受給への対応を含めた今後の業務執行体制の強化については、ケースワーカーとして従事する正規職員や、指摘の任期付短時間勤務職員に加え、専門性を持った嘱託員の配置、自立支援を行う委託業者など、それぞれの特性を生かし、有効に活用することで、総合的に生活保護の適正実施に取り組んでいくことが必要と考えている。

○今林委員 次に、公民館と自治協議会について尋ねていく。公民館運営のあり方については、9 月議会でも休館日の設置や予算削減、縦割り行政の弊害などの議論がなされたが、地域における公民館と自治協議会との関係、そして 2 つの関係を生かした地域施策について質問する。御存じのとおり、本市は全国でも珍しい 1 小学校区に 1 公民館の設置により、過去より地域に対してきめ細やかな対応がなされている。各公民館では、昭和 52 年まで公民館職で採用した市職員を主事として配置し、社会教育に重点を置いた施策を展開していた。その後、主事については市職員にかわり、嘱託員になった。当時は、熱心な主事が地域に溶け込み過ぎ、根差し過ぎ、市職員というより地域の間人として活動するなど、一部批判的な面もあった。そのことが見直しの一因だったと思う。しかし、現在、高齢化の進展や災害対応などから、地域コミュニティの大事さが再発見され、市職員が地域に根差すぐらいの意気込みが必要と言われ、時代の逆行を感じる。ただ、今でも区役所の地域支援課の職員が必死に地域に溶け込む姿は大変頼もしいもの

があり、うれしい限りである。しかし、現在、地域支援課の1職員は数校区を担当しており、今後の超高齢社会の到来から、できれば昔のように1校区に1人ぐらいを配置することを検討すべきである。そこで、公民館が地域コミュニティの支援に取り組み始めてからの公民館の役割や、公民館長、主事の処遇についてどのように変化してきたのか尋ねていく。まず、確認のため尋ねるが、社会教育施設である公民館が、生涯学習と地域コミュニティ支援の役割を担うようになった経緯を尋ねる。

△市民局長 公民館の役割については、4年度に福岡市社会教育施設調査研究委員会の提言を受け、これまでの社会教育施設としての役割に加え、生涯学習時代の到来に向けた地域の多様な学習ニーズへの対応や地域コミュニティの形成に資するための地域活動拠点の場を提供すること等の見直しを行っている。さらに、12年度に生涯学習及び地域コミュニティ活動への支援を明確にするため、福岡市公民館条例の一部を改正している。

○今林委員 次に、公民館の館長と主事の報酬額と決算額について尋ねる。地域コミュニティの活動の支援については、平成12年が始まりであることから、その前の11年度と変化のあった12年度、そして直近である26年度の館長と主事の報酬額と決算額を尋ねる。

△市民局長 館長の報酬月額については、11年度は11万3,000円、12年度及び26年度は15万1,000円。主事の報酬月額については、11年度は23万5,300円、12年度は23万6,100円、26年度は22万6,800円となっている。また、館長と主事の報酬等に関する決算額については、11年度は7億1,485万円余、12年度は7億7,987万円余、26年度は7億8,248万円余となっている。

○今林委員 公民館については、もともと社会教育法に定められ、社会教育を行う場として誕生したものである。その後、住民が生涯学習を行う場としての位置づけが加わり、平成12年から地域コミュニティの活動支援をする役割も担うようになった。公民館長や主事からは、地域コミュニティ活動の支援業務が加わったこともあり、業務の負担が年々重くなったという声を聞いている。そこで、平成12年の地域コミュニティ活動の業務負担増に伴い、館長と主事の勤務条件等に変更はあったのか。

△市民局長 公民館の館長については、12年度に福岡市公民館条例の一部を改正し、公民館による地域コミュニティ活動への支援を明確にしたことに伴い、勤務日数を週3日程度から週4日程度に変更するとともに、報酬月額を11万3,000円から15万1,000円に改定している。また、公民館主事については、勤務条件等の変更はない。

○今林委員 地域コミュニティ活動の業務負担増に伴い、公民館長については少し勤務時間と報酬がアップしているようだが、まだまだ実態と乖離しているのではないかと思う。次に、公民館の休館日について、これまでの経緯と変更した理由を尋ねる。

△市民局長 公民館の休館日については、昭和27年1月に公民館を設置して以来、年末年始の12月29日から翌年1月3日までとしていたが、週休2日制の普及や学校週5日制導入などに対応するため、平成5年7月から年末年始に加え、毎週月曜日を休館日とした。その後、住民の生涯学習及び地域コミュニティ活動への支援機能を充実し、利用機会の拡充を図るため、平成12年7月から月曜日を閉館することとし、現在に至っている。

○今林委員 平成5年から月曜日を休館し、また平成12年から月曜日を閉館したということで、いろいろ閉館日が変わっている。平成12年から月曜日も閉館しており、利用者にとっては利用しやすいが、公民館長や主事にとっては大変になったのではないかと思う。そこで、現在、公民館の休館や勤務条件について公民館から要望があっていると思うが、どのような内容なのか。

△市民局長 公民館の休館日については、公民館長で構成する福岡市公民館館長会から月1回の休館日を設定するよう要望を受けている。

○今林委員 公民館長や自治協議会会長は地域の代表として地域から選出されており、地域コミュニティ、地域の発展を願っている地域の名士である。そしてボランティアの位置づけだと思う。地域によって事情は異なると思うが、公民館長が市の囑託であるということはわからず、館長も会長も住民から見れば同じように地域コミュニティ活動をしている方々に見える。館長と主事の報酬については、実態に即し見直す方法も考えられるが、同じように地域コミュニティ活動をしている自治協議会会長が無報酬に近いことを考えると、公民館長との差を設けることについては頭が痛いところである。館長会から休館日の要望があっているようだが、地域によっては事情が幾分異なっていると思う。私の地域では、できる限り公民館は開放すべきだという意見も根強くある。また、9月議会で指摘があるように、来館者がいない場合の電気代などの経費の無駄使い防止の視点も大事だということを考えなければならない。少なくとも、公民館長や主事の実態を考えると勤務時間等で乖離があることは明らかである。長い歴史の中で少しずつでもよいので、実態に合わせた見直しを強く要望しておく。次に、自治協議会について質問する。まず、26年度の自治協議会に対する活動支援である活力あるまちづくり支援事

業の決算額を尋ねる。

△市民局長 26年度の活力あるまちづくり支援事業に係る決算額は、4億7,636万円余となっている。

○今林委員 活力あるまちづくり支援事業補助金については、創設から10年が経過しているが、補助金の趣旨を尋ねる。

△市民局長 活力あるまちづくり支援事業補助金については、自治協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との共働によるまちづくりを推進することを目的として、自治協議会に交付しているものである。

○今林委員 この補助事業は、自助、共助、公助のうち、どれに該当するのか。

△市民局長 活力あるまちづくり支援事業補助金については、自助につながる健康づくりなどの取り組みや、共助のための地域での防災活動や地域福祉などの取り組みにも活用していただいている。

○今林委員 自助、共助の支援と言われる補助事業について、共助の主体である自治協議会が行う場合、強制的な意味合いの必須事業はおかしいと思うが、所見を伺う。

△市民局長 活力あるまちづくり支援事業補助金については、住みよいまちをつくるための事業として、安全・安心、子どもの健全育成や健康づくりなど10項目の事業を必ず実施していただく、まちづくり基本事業として位置づけている。これらの具体的な事業内容については、校区の実情や特性に応じて、自治協議会において地域が主体的に決められるような仕組みとしている。

○今林委員 確かに自治協議会の構成員が地域の方々であれば、その方が行うことは自助、共助と言える。しかし、住民の安全と安心を守ることは、本来、市の責務であり、いわゆる公助と考えている。ただ、全てを公助で賄えないのも事実である。今、局長より、実情に合わせ、地域が主体性を持って事業内容を決められるという答弁をいただき、ほっとしているが、できれば必須事業はなくしたほうがよい。現在、超高齢社会への対応として地域への期待が大きくなっており、行政からの依頼事項もふえているように思う。依頼事が多くなればそれ相応の対応が必要であり、その対応の一つとして、もっと補助金をふやすべきと思うが、所見を伺う。

△市民局長 超高齢社会の到来に向けて、地域カフェを初めとする交流の場づくりや高齢者の見守りなど、地域のきずなづくりのための新たな取り組みが進められている。これらの地域での取り組みを推進するため、活力あるまちづくり支援事業補助金も含め、その支援のあり方について、今後検討していきたいと考えている。

○今林委員 小学校区を単位とした補助については、その基本である自治協議会の補助金だけに目が向かいがちであるが、そのほかに地域福祉や環境美化、子どもに関して直接的、間接的に校区支援を行っているものもある。そこで、校区を支援する主な事業の決算額を尋ねる。

△保健福祉局長 校区を支援する主な事業については、保健福祉局においては、校区社会福祉協議会が行うふれあいサロン、ふれあいネットワークなど地域での支え合い活動に係る事業を支援しており、26年度の決算額は4,505万円余となっている。

△環境局長 環境局では、地域集団回収等報奨制度により、地域で資源物の回収を行っている団体に対して報奨金を交付しており、26年度の決算額は2億4,602万円余となっている。

△住宅都市局長 住宅都市局では、公園の除草、清掃などの公園愛護活動等に対して、町内会、自治会、老人会、子ども会等の団体で構成する公園愛護会に報奨金を交付しており、26年度の決算額は4,913万円余となっている。

△こども未来局長 子ども関連施策では、放課後等の遊び場づくり事業を小学校区単位で実施しており、そのうちの2校区は地域主体で運営され、この2校区分の26年度決算額は261万円余となっている。

○今林委員 自治協議会への補助金額が全体で約4億円と言われており、今、答弁があったような補助金を組み合わせるとかなりの額が出る。縦割り行政をもっとうまくやっていけば、地域のために地域コミュニティが活性化すると思う。そのほかにも人的な支援として、例えば地域包括支援センターや社会福祉協議会がある。そこで、校区に配置する公的な位置づけの人的支援はどうなっているのか。

△保健福祉局長 地域包括支援センターについては、おおむね中学校区単位で設置しており、高齢者人口に応じて、1センターに3名から5名の職員を配置している。社会福祉協議会については、地域福祉ソーシャルワーカーを各区に1名ずつ配置し、それぞれが小学校区単位でモデル校区を2校区担当している。それ以外の校区については、区社

会福祉協議会の職員が1名当たり4校区から7校区を担当している。

○今林委員 人的支援も組み合わせていくと、いろいろきめ細やかにできると思う。元来、区役所には、地域支援課と地域保健福祉課とそれぞれ校区を担当する職員がいる。今、いろいろなところからうまく連携はとれていないということも聞こえてくる。また、今尋ねた以外にもいろいろと地域への支援事業が行われていると思う。本市は1校区1公民館という特性を生かして、地域福祉を初め、きめ細やかな対応を行っていくべきと考えるが、所見を伺う。

△市民局長 地域に対する支援については、公民館において地域活動の場の提供や人材育成を行うとともに、各区の地域支援課に校区の窓口となる担当職員を配置し、関係部署とも連携を図りながら、地域の実情や特性に応じた支援を行っている。また、今後、校区単位で、人口動態や高齢化率、防災、福祉のデータをまとめ、地域にわかりやすく提供していくこととしており、これをもとに区役所や公民館が中心となって、各局とも連携を図りながら、地域福祉を初め、地域が行うさまざまな取り組みへのきめ細やかな支援を行っていく。

○今林委員 自治協議会制度が10年を経過することに伴い、そのあり方の検討がなされている。去る10月6日、その検討委員会である地域のまち・絆づくり検討委員会からの提言を受けているが、提言内容を尋ねる。

△市民局長 地域のまち・絆づくり検討委員会から受けた提言については、「絆をつむぐまち“ふくおか”魅力と笑顔にあふれる地域を未来へ」という今後の目指す姿が掲げられ、本市のコミュニティをめぐる現状と課題を踏まえ、魅力づくり、絆づくり、担い手づくりといった大きなテーマごとに、取り組みの方向性などがわかりやすくまとめられている。その内容としては、まず魅力づくりとして、地域の魅力や特性を住民が共有し、幅広い多くの地域住民の参画により目標を共有し、楽しくまちづくりに取り組む、きずなづくりとして自治会、町内会など小さなコミュニティを大切にし、見守りや防災につながるような顔の見える関係づくりに取り組む、担い手づくりとして担い手の負担を軽減するとともに、人材の発掘、育成、企業や事業者、NPOなどさまざまな主体の参画を図ることで担い手づくりに取り組む、などの方向性が示されている。さらに、共働してまちづくりを推進するため、コミュニティ活動における住民、企業、事業者、大学等、公民館及び市のそれぞれの役割が示されている。この提言を今後一つ一つ検討し、できることからしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

○今林委員 この20年、我が国では、平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東

日本大震災といった大規模地震、また、昨年8月には広島で、記憶に新しいところでは、ことし9月の北関東、東北での豪雨など大規模な災害が発生した。そのたびにテレビ等で被害に遭われた方々の姿が映し出される一方、その方々の支援のために全国各地から集まるボランティアの方々の姿を目にするようになった。特に、多くの若い方が、被災地でのボランティアに汗を流している。このような光景を見ると、まだまだ日本も捨てたものではないなとうれしく思う。困難を目の当たりにし、日本に新しく芽生えた、いや日本に昔からあったものが復活した新しい共助だと思ふ。このようなことから、企業、学生、NPO、ボランティアなど、地域とは関係ない住民サークルなど、さまざまな方々とのかかわりにより、今後、地域コミュニティが維持されていくと思ふ。超高齢社会の到来により、新しい地域コミュニティの展開について、昭和52年までの公民館採用職員の反省を生かし、これから福岡にしかできない地域との関係、公助と共助の新しい関係を築いていければと思ふ。少なくとも、縦割り行政で分散された校区の事業を集中すれば、1校区に1人の人員配置や補助金の増額は可能と思ふ。そこで、今回の地域のまち・絆づくり検討委員会からの提言を受けて、今後取り組むコミュニティの施策について市長の考えを伺う。

△市長 10月6日に地域のまち・絆づくり検討委員会から提言をいただいた。いただいた提言においては、地域の特性を生かした魅力づくりや超高齢社会の到来や東日本大震災の教訓を踏まえた地域のきずなづくり、企業やNPOの参加による新たな担い手づくりなどが示されており、その実現に向けた取り組みについてしっかりと検討していく。また、委員御指摘の地域に対する支援については、提言においても、公民館や市役所の支援の充実が求められており、公民館や区役所の機能の充実を図るとともに、地域に対しては区役所の校区担当者がしっかりと窓口となって、地域の実情や特性に応じたきめ細やかな支援に取り組んでいく。今後、この提言を踏まえ、地域の魅力を生かし、住民同士の顔が見える関係づくりを進め、さまざまな担い手を巻き込みながら、提言の目指す姿である「魅力と笑顔にあふれる地域」「絆をつむぐまち“ふくおか”」の実現に向け、地域の皆様とともにしっかりと取り組んでいく。